

(平成24年7月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

厚生年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 15 日から 41 年 1 月 1 日まで

私は知人の紹介で、昭和 37 年 5 月 15 日に、A 社の下請事業者の B 社に入社し、C 業務に携わっていたところ、勤務先が閉鎖になるということを聞いたので、40 年 12 月頃に B 社を退職した。

申立期間において、B 社に勤務していたにもかかわらず、私の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が名前を挙げた 3 人の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が B 社に勤務していた可能性をうかがうことはできる。

しかしながら、申立期間に、B 社の従業員であり、同じ勤務先で働いていたとして、申立人が名前を挙げた 6 人の同僚のうち、3 人については、前述の被保険者名簿において被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当該事業所では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人は、「健康保険被保険者証は B 社からはもらっていない。B 社で働いている間は、実家の父が加入していたと思われる D 市の国民健康保険に加入していた。」と供述している。

さらに、B 社に係る被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認

できる複数の同僚からは、申立人に係る厚生年金保険の加入状況等に関する具体的な供述を得ることができない上、同事業所は、昭和44年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の人事記録、賃金台帳等の資料は見当たらず、当時の事業主及び経理担当者からは供述を得られないことから、厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、A社の下請事業者の従業員としてC業務に従事していた旨を供述していることから、同事業所に係る被保険者名簿により、申立期間を含む昭和36年12月1日から41年4月20日までの期間の記録を確認したが、申立人の被保険者記録は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4453 (事案 348 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 5 月 1 日から 32 年 6 月 25 日まで

A社を退職した時に会社から脱退手当金についての説明は無く、受け取った憶えも無い。脱退手当金を請求する理由が無いので申立てを行ったが、前回の年金記録確認第三者委員会からの回答は、「年金記録の訂正が必要とまでは言えない。」との結論であった。

新たな事情や資料は無いが、前回の調査結果に納得いかず、また、知人からの勧めもあり、再度申し立てるので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、脱退手当金の支給記録が確認できること、ii) 脱退手当金の支給金額に、計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな事情や資料は無いが、前回の調査結果に納得いかず、また、知人からの勧めもあり、再度申し立てるので、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。」と主張して、再度申立てを行っていることから、同僚等に係る記録を検証するに当たり、対象となる厚生年金保険の被保険者数を拡大して厚生年金保険被保険者資格の喪失日、脱退手当金の支給日等に係る調査を行ったものの、年金記録に真実性を疑わせるような不自然さは見当たらず、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4454 (事案 2805 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月26日から44年3月26日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額と相違しているため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、主張どおりの記録訂正には至らなかった。

今回、自身の主張をまとめた文書等を資料として改めて提出するほか、新たに事務手伝いをしていた女性従業員、及び会計事務などを委託されていた税理士がいたことを思い出したので、再度調査の上、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な点は確認できないこと、ii) A社では申立人に係る関連資料を保存していないと回答していること、iii) 申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人のうち1人は、「当時、給与形態(日給制・月給制)の変更や諸手当の支払時期等によって、給与総支給額が下がることがあり、当時の社会保険担当者の事務手続に間違いは無いのではないか。」と供述していること、iv) 申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者(厚生年金保険の被保険者期間が9年以上)の標準報酬月額の推移を確認したところ、標準報酬月額が下がっている者が4人確認できること、v) 申立期間のうち、昭和34年7月から35年4月までの期間、36年6月から同年9月までの期間、39年5月から40年4月までの期間、42年6月から同年9月までの期間及び43年10月から44年2月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、当時の標準報酬月額の最高等級であることが確

認できることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 10 月 21 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに申立事業所において事務手伝いをしていた女性従業員、及び申立事業所から会計事務などを委託されていた税理士がいたことを思い出したとして再申立てを行っているものの、申立人はその従業員及び税理士の名前を記憶しておらず、申立期間当時に申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、当該従業員を特定することができない上、税理士についても事務の委託期間などを特定できないため、申立人の主張を確認することができない。

また、オンライン記録によれば、A社は平成 22 年 8 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は 24 年 3 月 *日に破産終結していることが確認できる上、同社の破産管財人（弁護士）は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保管していない。」と供述しているため、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、今回の申立てに当たり、申立人は、自身の主張をまとめた文書などの資料を提出しているが、これらの資料は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。